

学校施設等使用許可申請書

【 】月

平成 年 月 日

宇都宮市立横川西小学校長 様

申請者 団体名 _____

責任者 _____

住所 _____

電話 _____

下記のとおり使用したいので、許可くださるよう申請いたします。

記

1 使用目的 _____

2 使用日時（右表のとおり）
又は（ ）月～（ ）月

3 使用施設 ①校庭 ②体育館 ③会議室
 ④卓球室 ⑤第2音楽室
 ⑥その他（ ）

4 備品 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・

5 使用人数 _____ 名

学校施設等使用許可書

（チェック欄 ）

使用申請がありました学校施設等について使用許可します。

宇都宮市立横川西小学校長 小 花 聡
(公印省略，複写したものをお渡しして許可証とします)

日	曜	場 所	時 間
1			～
2			～
3			～
4			～
5			～
6			～
7			～
8			～
9			～
10			～
11			～
12			～
13			～
14			～
15			～
16			～
17			～
18			～
19			～
20			～
21			～
22			～
23			～
24			～
25			～
26			～
27			～
28			～
29			～
30			～
31			～

<注意事項>

- 1 目的以外のことに使用しないでください
- 2 使用時間を厳守してください
- 3 火気・戸締りには，十分注意して下さい
- 4 使用中破損したものは，責任をもって修理してください
- 5 使用後は，元の状態に戻しておいてください
- 6 「宇都宮市立横川西小学校体育館使用規則細則」をよく読んで使用してください

宇都宮市立横川西小学校体育館使用細則

第1条（使用細則）

宇都宮市立横川西小学校体育館管理規定第6条3項により、この細則を定める。（以下、細則という）

第2条（基本原則）

横西小体育館の使用については、使用細則に従って使用する。もし、細則に違反した場合は、使用禁止の措置をとることもある。

第3条（使用目的）

- 1 横西小体育館は、横西小児童の教育目標達成の為に使用することを原則とする。
- 2 次の場合は、管理委員会の許可を得たものに限り使用することができる。（代表：校長）
 - ア スポーツ少年団関係、地区内スポーツ団体が練習等で使用する場合
 - イ 地区子供会が教育目的により、使用する場合
 - ウ その他、管理委員会が必要と認めた場合

第4条（使用申請）

学校以外の使用団体は、必ず団体の責任者を決め、その責任者名で使用許可申請書を毎月25日までに提出する。管理委員会では、校長名で使用許可書を月末までに発行する。（原則として、申請者が受領する）

第5条（使用許可書の携帯と提出）

使用団体は、責任者が体育館使用許可書を携帯すること。許可書を持っていない場合は、必要に応じて使用禁止とする。

第6条（目的以外の使用禁止）

許可された体育館の使用及び館内の施設・設備・物品の使用は、その目的以外に使用しないこと。
（例、政治的利用、宗教的利用、営利目的利用等）

第7条（体育館用運動靴の使用）

各自持参の体育館履（ブツク靴）を使用し、絶対に土足で体育館内に入らないこと。

第8条（立ち入り禁止場所）

ステージ、放送室、控室、更衣室、2階ギャラリー（通路）、1階器具庫には絶対入らないこと。これは、幼児や小中学生についても同じである。

第9条（無断使用の禁止）

無断で関係のない備品や器具を使用しないこと。また、ボール等を壁・羽目板やミラー（鏡）、出入り口の戸板にぶつけたり、いたずらしたりしないこと。

第10条（整理整頓・清掃）

使用後は、必ず清掃をして窓を閉め、鍵をかけ、用具を元に戻して整理整頓を行う。

第11条（消灯・施錠）

夜間に体育館を使用した場合は、使用後、窓を閉め施錠を確認の上、必ず照明等を消し、出入口の鍵をかけて退出すること。責任者は、必ず懐中電灯を持参すること。

第12条（トイレの使用）

トイレは、常に清潔に使用し、当番を決めてきれいにすること。夜間の場合は、消灯を忘れないこと。

第13条（防球ネットの使用）

バレーボール、バドミントン、その他の室内球技をする場合は、必ず防球ネットを張って使用すること。その際、おもり3つを中央と両端に下げること。ネットをたたんだ時は、おもりを紛失しないように、ネットの下に置く。

第14条（破損箇所等の修理）

床や壁、カーテン、暗幕、出入口の戸、窓ガラス、その他の施設・設備・物品を破損または汚損しないようにすること。破損または汚損した場合は、直ちに修理し、原形に復しておくこと。その際は、必ず管理委員会に連絡すること。

第15条（飲食・喫煙の厳禁）

原則として、体育館内での飲食は絶対にしないこと。また、体育館周辺でもしないこと。利用者は、同行の児童はもちろん、幼児についても注意を徹底させること。学校敷地内では絶対に喫煙をしないこと。

第16条（きまりの徹底）

使用責任者は、本文に記載された事項を団体所属の各人に徹底させること。また、使用団体内では連絡係・清掃当番・管理当番を決めて、責任分担をはっきりさせること。スポーツ少年団では、生活指導係をつけること。

第17条（使用時間の厳守）

体育館使用時間は、授業に影響のない土・日曜日・夜間に区分して、それぞれの使用指示に従う。なお、いずれの場合も3時間を限度として許可する。

- 1 土・日曜日の場合 横西小児童は指導教師のもとに使用する場合は、優先的に許可する。特定の場合は管理委員長の許可を得ること。
- 2 夜間使用の場合 夜間に使用する場合は、午後6時半～9時半までとし、施錠・消灯を午後9時半までに行き退出すること。使用団体が多い場合は、話し合いにより曜日、または、時刻の割当てを決めて使用すること。
- 3 スポーツ少年団の場合は、子供たちの精神的・肉体的条件をよく考えて、使用時間を決めること。集合時刻より早く来すぎないように責任者同行とする。

第18条（鍵の取扱い）

鍵の借用・開錠・施錠・返還については、使用責任者が責任をもって返還し、又貸しは絶対にしないこと。なお、スペアキーの作製は厳禁とする。

- ・ 鍵の借用は、使用当日の10:00～12:00（正午）までとする。そのときは、使用許可書を持参すること。
- ・ 鍵の返還は、使用の翌日の8:30～10:00までとする。（翌日が休日の場合は、休日でない最初の日とする）

第19条（違反行為）

上記の事項に違反する行為があった場合には、以後の使用を禁止する。また、使用中であっても違反行為があった場合には、使用を中止するか、使用許可を取り消すこともある。

第20条（緊急の場合）

使用許可済みであっても、学校が緊急に使用する必要が生じた場合には、使用の取り消しをする。

第21条（使用中の事故）

使用中は事故のないように、使用団体の全員に周知徹底を図ってまた、使用中の事故等については、使用責任者が責任をもって処理すること。

第22条（校長が認めた事項）

上記の第1条～第21条のほか、校長が必要と認めた注意事項を厳守すること。